

## 指定居宅サービス【通所介護】

介護予防・日常生活支援総合事業【従前相当通所型・基準緩和通所型サービス】

# 伊丹南野ステップアップデイサービスセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団が開設する伊丹南野ステップアップデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅サービス【通所介護】および介護予防・日常生活支援総合事業【従前相当通所型・基準緩和通所型サービス】（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等従事者（以下「従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、機能訓練等の適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力の維持・改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 伊丹南野ステップアップデイサービスセンター

(2) 所在地 伊丹市南野2丁目3番25号

(事業所の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。但し、理事長が必要と認める時は、配置基準の範囲内でこれを変更することができる。

- (1) 管理者 1名

事業所と従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供にあたるものとする。また、管理者は、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

- (2) 生活相談員 1名  
(3) 介護職員 1名以上  
(4) 看護師 1名以上  
(5) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(事業所のサービス提供日及びサービス提供時間)

第5条 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。ただし、理事長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に営業し、若しくは休業することができる。

- (1) サービス提供日

月曜日及び水曜日から土曜日まで（12月31日から1月3日までを除く。）

- (2) サービス提供時間 9時00分～16時30分まで

(事業所の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、指定居宅サービス【通所介護】と介護予防・日常生活支援総合事業【従前相当通所型・基準緩和通所型サービス】の利用定員と合わせて1日34人とする。

(通所介護計画)

第7条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介助の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。

- 2 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成する。
- 3 通所介護計画の作成に当たっては、その内容については利用者またはその家族に説明し同意を得る。
- 4 通所介護計画を作成した際には、利用者またはその家族に交付する。なお交付した通所介護計画は、5年間保存する。
- 5 利用者に対し、通所介護計画に基づいてサービス計画を提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 6 通所介護計画の作成後においても、常に通所介護計画の実施及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて通所介護計画の変更を行う。
- 7 通所介護計画の目標及び内容については、利用者またはその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第8条 事業の内容は次のとおりとし、指定居宅サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、介護予防・日常生活支援総合事業【従前相当通所型・基準緩和通所型サービス】を提供した場合の利用料の額は伊丹市が定める基準によるものとする。なお、当該指定居宅サービスおよび介護予防・日常生活支援総合事業【従前相当通所型・基準緩和通所型サービス】が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合に基づく額とする。

- (1) 生活指導（相談・援助等）
- (2) 機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の次号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 通常要する時間を超える事業であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の事業に係る居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用
- (3) 前各号に掲げるもののほか、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められる費用

3 事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し事前に文書で説明を行い、同意を得ることとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊丹市および尼崎市武庫之荘 7 丁目、武庫之荘本町 2 丁目～3 丁目、富松町 3 丁目～4 丁目、塚口町 2 丁目、4 丁目、6 丁目、塚口本町 3 丁目～5 丁目、猪名寺 1 丁目～3 丁目とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービスにあたっての留意事項)

第11条 利用者は、事業の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活の留意事項利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(1) 利用当日に欠席する場合には、前日の17時30分までに事業所に連絡していただくこと。

(2) サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

(緊急時における対処方法)

第12条 従業者は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、すみやかに家族、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また家族、主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への緊急搬送などの必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修会を定期的に行うこと。

2 事業者は、利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。

4 事業者は、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

5 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保健に加入する。

(非常災害対策)

第14条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第15条 提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために相談窓

口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第16条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 利用者からの届出により、理事長の認める範囲で個人の情報について開示を行うことが出来る。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第19条 事業所は、事業所の所在する地域に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該地域に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第21条 事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

- 2 事業所の提供開始に際し、あらかじめ申込者及びその家族に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文章を交付して行い、当該提供の開始について利用申込の同意を得ておくものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第22条 事業者は、適切な通所介護が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第23条 事業者はその提供する通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(暴力団等の影響の排除)

第24条 事業所はその運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第25条 事業所は利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、通所介護従業者に対して研修を実施し記録を保管等の措置を講じる。

(委任)

第26条 この規定に定めるもののほか、事業所運営に関して必要な事項は理事長が別に定める。

(その他)

第27条 尼崎市の被保険者への本規定に基づくサービス提供にあたっては、規定中「【従前相当通所型・基準緩和通所型サービス】」とあるのは「【介護予防型通所サービス】」と読み替えるものとする。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。